別 紙

特別養護老人ホーム 第三万陽苑　料金表

令和4年10月から

ご利用者の介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
基本的に係る費用	・サービス利用料金（単位）	573		641		712		780		847	
	・サービス提供体制強化加算Ⅰ（単位）注１	22									
	・看護体制加算Ⅰ（単位）	4									
	・夜勤職員配置加算（単位）	13									
	・介護職員処遇改善加算（単位）注２	51		56		62		68		74	
	・介護職員等特定処遇改善加算（単位）注３	17		18		20		22		24	
	・介護職員等ベースアップ等支援加算（単位）注４	10		11		12		13		14	
	合　計　単　位	690		765		845		922		998	
	上記、合計単位を自己負担額に換算（１単位は10.14円）：（円）	１割負担額	699	１割負担額	775	１割負担額	856	１割負担額	934	１割負担額	1,011
		２割負担額	1,399	２割負担額	1,551	２割負担額	1,713	２割負担額	1,869	２割負担額	2,023
		３割負担額	2,098	３割負担額	2,327	３割負担額	2,570	３割負担額	2,804	３割負担額	3,035
	・居室に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	個　室 1,171 ／ 二人部屋 855								
		・第３段階①・②	個　室 820 ／ 二人部屋 370								
		・第２段階	個　室 420 ／ 二人部屋 370								
		・第１段階	個　室 320 ／ 二人部屋 0								
	・食費に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	1,445								
		・第３段階②	1,360								
		・第３段階①	650								
		・第２段階	390								
		・第１段階	300								
	・１日あたりに係る費用（円）《基本的費用の概算》	居室の形態	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋
		・第４段階（標準）	3,315	2,999	3,391	3,075	3,472	3,156	3,550	3,234	3,627	3,311
		・第４段階（２割負担）	4,015	3,699	4,167	3,851	4,329	4,013	4,485	4,169	4,639	4,323
		・第４段階（３割負担）	4,714	4,398	4,943	4,627	5,186	4,870	5,420	5,104	5,651	5,335
		・第３段階②	2,879	2,429	2,955	2,505	3,036	2,586	3,114	2,664	3,191	2,741
		・第３段階①	2,169	1,719	2,245	1,795	2,326	1,876	2,404	1,954	2,481	2,031
		・第２段階	1,509	1,459	1,585	1,535	1,666	1,616	1,744	1,694	1,821	1,771
		・第１段階	1,319	999	1,395	1,075	1,476	1,156	1,554	1,234	1,631	1,311
該当する場合に係る費用	・初期加算（単位）	入所日から30日以内の期間。30日以上の入院後の再入所も同様。	30									
	・入院・外泊時費用（単位）	月6日を限度。	246									
	・日常生活継続支援加算（単位）	利用者の介護度比率･職員の資格取得状況により算定。	36									
	・療養食加算（単位）	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。	6									
	・経口移行加算（単位）	医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理を行ったとき。	28									
	・看取り介護加算１（単位）	死亡日以前31日以上45日以下。	72									
	・看取り介護加算２（単位）	死亡日以前4日以上30日以下。	144									
	・看取り介護加算３（単位）	死亡日の前日及び前々日。	680									
	・看取り介護加算４（単位）	死亡日	1,280									
	・安全対策体制加算（単位）	入所時1回を限度。	20									
	・介護職員処遇改善加算（単位）	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位　×　83／1,000 が加算されます。									
	・特定処遇改善加算（単位）	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位　×　27／1,000 が加算されます。									
	・介護職員等ベースアップ等支援加算（単位）	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位　×　16／1,000 が加算されます。									

1か月(30日)に係る費用《基本的に係る費用の概算》		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
		個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋
自己負担額（円）注５	・第４段階（標準）	99,443	89,963	101,771	92,291	104,203	94,723	106,532	97,052	108,828	99,348
	・第４段階（２割負担）	120,406	110,926	125,063	115,583	129,926	120,446	134,584	125,104	139,176	129,696
	・第４段階（３割負担）	141,370	131,890	148,354	138,874	155,649	146,169	162,636	153,156	169,524	160,044
	・第３段階②	86,363	72,863	88,691	75,191	91,123	77,623	93,452	79,952	95,748	82,248
	・第３段階①	65,063	51,563	67,391	53,891	69,823	56,323	72,152	58,652	74,448	60,948
	・第２段階	45,263	43,763	47,591	46,091	50,023	48,523	52,352	50,852	54,648	53,148
	・第１段階	39,563	29,963	41,891	32,291	44,323	34,723	46,652	37,052	48,948	39,348

理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）	調　髪	調髪　＋　顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
	1,500	1,800	500	3,800	4,200

注１　サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。
注２　介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83／1,000を乗じます。
注３　介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27／1,000を乗じます。
注４　介護職員等ベースアップ等加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に16/1,000（1.6%）を乗じます。

※　利用料などの精算は月単位で行います。１日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
※　居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。